

改 正 案	現 行
埼玉県手数料条例 第一条・第二条 (略) (指定試験機関等への納付) 第三条 前条の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の各号に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。 一～十八 (略) (略) 十九 別表都市整備部の項<u>第 八十八号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関 二十 別表都市整備部の項<u>第 八十一号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関 二十一 別表都市整備部の項<u>第 八十二号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関 二十二 別表都市整備部の項<u>第 八十三号</u>の二級建築士試験又は木造建築士試験 建築士法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関 二十三 別表都市整備部の項<u>第 八十四号</u>の建築士事務所の登録の申請に対する審査 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関 二十四 別表都市整備部の項<u>第 八十五号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許の登録がされていることの証明 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関	埼玉県手数料条例 第一条・第二条 (略) (指定試験機関等への納付) 第三条 前条の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の各号に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。 一～十八 (略) (略) 十九 別表都市整備部の項<u>第 七十八号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関 二十 別表都市整備部の項<u>第 七十九号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関 二十一 別表都市整備部の項<u>第 八十号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関 二十二 別表都市整備部の項<u>第 八十一号</u>の二級建築士試験又は木造建築士試験 建築士法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関 二十三 別表都市整備部の項<u>第 八十二号</u>の建築士事務所の登録の申請に対する審査 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関 二十四 別表都市整備部の項<u>第 八十三号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許の登録がされていることの証明 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関

改 正 案				現 行			
二十五	別表都市整備部の項 <u>第八十六号</u> の建築士事務所の登録を受けていることの証明	建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関		二十五	別表都市整備部の項 <u>第八十四号</u> の建築士事務所の登録を受けていることの証明	建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関	
二十六	別表都市整備部の項 <u>第九十号</u> の宅地建物取引士資格試験	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の四第二項に規定する指定試験機関		二十六	別表都市整備部の項 <u>第八十八号</u> の宅地建物取引士資格試験	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の四第二項に規定する指定試験機関	
第四条～第七条 （略）				第四条～第七条 （略）			
別表（第二条 第三条関係）				別表（第二条 第三条関係）			
部等の名称	事務の種別	名称	金額	部等の名称	事務の種別	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農林部	一～三十二 (略)	(略)	(略)	農林部	一～三十二 (略)	(略)	(略)
	三十三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査（同法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視	家畜検査手数料	イ・ロ （略） <u>ハ ヨーネ病の検査</u> <u>(1) 血清学的検査</u> <u>八百円</u> <u>(2) ヨーニン検査</u> <u>八百円</u> <u>(3) (1)及び(2)以外の検査</u> <u>二千五百円</u> ニ～ヲ （略）		三十三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四条の二第五項、第五条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の検査（同法第五条第一項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視	家畜検査手数料	イ・ロ （略） <u>ハ ヨーネ病の検査</u> <u>八百円</u> ニ～ヲ （略）

改 正 案					現 行				
		伝染病の発生を予防するためのものに限る。)					伝染病の発生を予防するためのものに限る。)		
		三十四～五十八 (略)	(略)	(略)			三十四～五十八 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市整備部	一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は計画通知手数料	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	イ 床面積の合計(知事別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百二十一号イ及び第百二十七号イ</u> において同じ。)が三十平方メートル以内のもの <u>八千円</u> ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>二万円</u> ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>三万四千元</u> ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>三百平方メートル</u> 以内のもの <u>三万六千元</u> <u>ホ 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 三万九千元</u> <u>ヘ～ヌ</u> (略)		都市整備部	一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は計画通知手数料	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	イ 床面積の合計(知事別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百十九号イ及び第百二十四号イ</u> において同じ。)が三十平方メートル以内のもの <u>七千円</u> ロ 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>一万四千元</u> ハ 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>二万四千元</u> ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>五百平方メートル</u> 以内のもの <u>三万千元</u> <u>(新設)</u> <u>ホ～リ</u> (略)	

改 正 案					現 行				
		(次号及び 第三号に規定する審査を除く。)					(次号に規定する審査を除く。)		
	二	建築基準法第六条第一項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(申請又は通知に係る計画に同法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	イ 昇降機を含む建築物を建築する場合(口からニまでに掲げる場合を除く。) 前号金額の欄イから ㄨまでの額に、昇降機一基ごとに一万四千元(小荷物専用昇降機については、五千元)を加算した金額 ロ (略) 前号金額の欄イから ㄨまでの額に、計画の変更をする昇降機一基ごとに七千元(小荷物専用昇降機については、四千元)を加算した金額 ハ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄イから ㄨまでの金額 ニ (略)		二	建築基準法第六条第一項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(申請又は通知に係る計画に同法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)	昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	イ 昇降機を含む建築物を建築する場合(口からニまでに掲げる場合を除く。) 前号金額の欄イから ㄱまでの額に、昇降機一基ごとに一万四千元(小荷物専用昇降機については、五千元)を加算した金額 ロ (略) 前号金額の欄イから ㄱまでの額に、計画の変更をする昇降機一基ごとに七千元(小荷物専用昇降機については、四千元)を加算した金額 ハ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄イから ㄱまでの金額 ニ (略)
	三	建築基準法第六条第一項の規定に基づく建築物に関する	建築物エネルギー消費性能適合性	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		(新設)	(新設)	(新設)	

改 正 案					現 行					
		<u>る確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）</u>	<u>判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料</u>	<u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの（ロに掲げるものを除く。）第一号金額の欄イからヌまでの額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄イからニまでの額）に、次に定める額を加算した金額</u> <u>（１） 一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（一） 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万四千円</u> <u>（二） 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万六千円</u> <u>（２） 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（一） 床面積の合計が三百平方メートル</u>						

改 正 案					現 行					
				<u>ル未満のもの 二</u> <u>万七千円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メー</u> <u>トル以上二千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>四万三千円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メー</u> <u>トル以上五千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>六万八千円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メー</u> <u>トル以上のもの 八</u> <u>万八千円</u> <u>ロ 建築物のエネルギー</u> <u>消費性能の向上等に関</u> <u>する法律施行規則第二</u> <u>条第一項第一号イ又は</u> <u>ロに定める基準に適合</u> <u>するもの(建築物のエネ</u> <u>ルギー消費性能の向上</u> <u>等に関する法律第十一</u> <u>条第二項及び第十二条</u> <u>第三項の規定に基づく</u> <u>ものに限る。)</u> <u>第一号金額の欄イから</u> <u>ヌまでの額(昇降機を含</u> <u>む建築物については、前</u> <u>号金額の欄イからニま</u> <u>での額) に、次に定める</u> <u>額を加算した金額</u>						

改 正 案					現 行				
				<u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メート</u> <u>ル未満のもの 七</u> <u>千円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メート</u> <u>ル以上のもの 八</u> <u>千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む</u> <u>建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メート</u> <u>ル未満のもの 二</u> <u>万三千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メート</u> <u>ル以上二千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>二万五千五百円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メート</u> <u>ル以上五千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>三万四千円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メート</u>					

改 正 案					現 行				
				<u>ル以上のもの 四 万四千円</u>					
	<u>四・五</u> (略)	(略)	(略)	(略)		<u>三・四</u> (略)	(略)	(略)	
	<u>六</u> 建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第五項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下この号、 <u>第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ</u> において「構造計算適合性判定」という。)	建築物に関する計画の構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ</u> において「判定対象床面積」という。)が千平方メートル以内のもの (1) (略) (2) 構造計算が建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号、 <u>第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ</u> において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 十万七千円 ロ～ホ (略)			<u>五</u> 建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第五項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下この号、 <u>第百十二号ハ、第百十九号ハ及び第百二十四号ハ</u> において「構造計算適合性判定」という。)	建築物に関する計画の構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百十二号ハ、第百十九号ハ及び第百二十四号ハ</u> において「判定対象床面積」という。)が千平方メートル以内のもの (1) (略) (2) 構造計算が建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号、 <u>第百十二号ハ、第百十九号ハ及び第百二十四号ハ</u> において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 十万七千円 ロ～ホ (略)	

改 正 案				現 行				
	<u>七</u> 建築基準法第七条第一項又は第十八条第二十項の規定に基づく建築物に関する 完了検査（次号<u>及び第九号</u>に規定する完了検査を除く。）	建築物に関する完了検査手数料	イ ロ以外の場合 (1) 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が三十平方メートル以内のもの <u>一万五千円</u> (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>二万四千円</u> (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>三万四千円</u> (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え<u>三百平方メートル以内</u>のもの <u>三万七千円</u> <u>(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 四万二千元</u> <u>(6)～(10)</u>（略） ロ 同法第七条の三第五項又は第十八条第三十項の中間検査合格証の			<u>六</u> 建築基準法第七条第一項又は第十八条第二十項の規定に基づく建築物に関する完了検査（次号に規定する完了検査を除く。）	建築物に関する完了検査手数料	イ ロ以外の場合 (1) 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。）が三十平方メートル以内のもの <u>一万四千円</u> (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>一万七千円</u> (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>二万四千円</u> (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え<u>五百平方メートル以内</u>のもの <u>三万五千元</u> <u>(新設)</u> <u>(5)～(9)</u>（略） ロ 同法第七条の三第五項又は第十八条第三十項の中間検査合格証の

改 正 案					現 行				
				交付を受けた建築物を含む申請の場合 (1)～(3) (略) (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>三百平方メートル以内</u> のもの <u>二万八千円</u> (5) 床面積の合計が <u>三百平方メートルを超え五百平方メートル以内</u> のもの <u>三万六千円</u> <u>(6)～(10)</u> (略)					交付を受けた建築物を含む申請の場合 (1)～(3) (略) (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>五百平方メートル以内</u> のもの <u>三万三千元</u> <u>(新設)</u> <u>(5)～(9)</u> (略)
	<u>八</u> (略)	(略)	(略)		<u>七</u> (略)	(略)	(略)		
	<u>九</u> 建築基準法第七条第一項又は第十八条第二十項の規定に基づく建築物に関する完了検査 <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく特定建</u>	<u>要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料</u>	<u>第七号金額の欄イ又はロの額(昇降機を含む建築物については、同欄イ又はロの額に前号金額の欄イ又はロの額を加算した額)に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額</u> <u>イ 床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに第二百二十四号イ(3)、ホ及びへ並びに第二百十五号イ(3)、ホ及びへ並びに第三百十号イ(3)、ホ及びへにおい</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>		

改 正 案					現 行							
		<u>築行為の場合に限る。)</u>		<u>て同じ。)</u> が三十平方メートル以内のもの <u>三</u> <u>千円</u> <u>ロ</u> <u>床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの</u> <u>五</u> <u>千円</u> <u>ハ</u> <u>床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの</u> <u>六</u> <u>千円</u> <u>ニ</u> <u>床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの</u> <u>七</u> <u>千円</u> <u>ホ</u> <u>床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの</u> <u>八</u> <u>千円</u> <u>ヘ</u> <u>床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの</u> <u>一</u> <u>万</u> <u>千</u> <u>円</u> <u>ト</u> <u>床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</u> <u>一</u> <u>万</u> <u>六</u> <u>千</u> <u>円</u> <u>チ</u> <u>床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</u> <u>四</u> <u>万</u> <u>千</u> <u>円</u> <u>リ</u> <u>床面積の合計が一万平方メートルを超え五</u>								<u>(新設)</u> <

改 正 案					現 行				
				<u>万平方メートル以内のもの 六万六千円</u> <u>ヌ 床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 十三万三千円</u>				<u>(新設)</u>	
	<u>十・十一</u> (略)	(略)	(略)		<u>八・九</u> (略)	(略)	(略)		
	<u>十二</u> 建築基準法第七条の三第一項又は第十八条第二十八項の規定に基づく建築物に関する中間検査(次号に規定する中間検査を除く。)	建築物に関する中間検査手数料	イ～ハ (略) ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>三</u> <u>百平方メートル以内のもの 二万七千円</u> <u>ホ 床面積の合計が三百平方メートルを超え五</u> <u>百平方メートル以内のもの 三万三千円</u> <u>ヘ～ヌ</u> (略)		<u>十</u> 建築基準法第七条の三第一項又は第十八条第二十八項の規定に基づく建築物に関する中間検査(次号に規定する中間検査を除く。)	建築物に関する中間検査手数料	イ～ハ (略) ニ 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>五</u> <u>百平方メートル以内のもの 三万千円</u> <u>(新設)</u> <u>ホ～リ</u> (略)		
	<u>十三</u> 建築基準法第七条の三第一項又は第十八条第二十八項の規定に基づく建築物に関する中間検査(中間検査の申請又は通知に係る計画に同法第八十七条の四の昇降機に	昇降機を含む建築物に関する中間検査手数料	イ 中間検査の対象が建築物(建築設備を除く。以下この号において同じ。)のみの場合 前号金額の欄イから <u>ヌ</u> までの金額 ロ 中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合 前号金額の欄イから <u>ヌ</u> までの額に、中間検査の対象となる昇降機一基ごとに一万六千円(小荷物専用昇降機については、一万円)を加算した金額		<u>十一</u> 建築基準法第七条の三第一項又は第十八条第二十八項の規定に基づく建築物に関する中間検査(中間検査の申請又は通知に係る計画に同法第八十七条の四の昇降機に	昇降機を含む建築物に関する中間検査手数料	イ 中間検査の対象が建築物(建築設備を除く。以下この号において同じ。)のみの場合 前号金額の欄イから <u>リ</u> までの金額 ロ 中間検査の対象が建築物及び昇降機の場合 前号金額の欄イから <u>リ</u> までの額に、中間検査の対象となる昇降機一基ごとに一万六千円(小荷物専用昇降機については、一万円)を加算した金額		

改 正 案						現 行					
		係る部分が 含まれる場 合に限る。)		ハ (略)				係る部分が 含まれる場 合に限る。)		ハ (略)	
		<u>十四</u> ～ <u>八十三</u> (略)	(略)	(略)				<u>十二</u> ～ <u>八十一</u> (略)	(略)	(略)	
		<u>八十四</u> 建 築 士 法 第二 十 三 条 第 一 項 又 は 第三 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 士 事 務 所 の 登 録 の 申 請 に 対 する 審 査	建 築 士 事 務 所 登 録 申 請 手 数 料	イ 一級建築士事務所の 場合 <u>二万二千元</u> ロ 二級建築士事務所又 は木造建築士事務所の 場合 <u>二万円</u>				<u>八十二</u> 建 築 士 法 第二 十 三 条 第 一 項 又 は 第三 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 士 事 務 所 の 登 録 の 申 請 に 対 する 審 査	建 築 士 事 務 所 登 録 申 請 手 数 料	イ 一級建築士事務所の 場合 <u>一万六千元</u> ロ 二級建築士事務所又 は木造建築士事務所の 場合 <u>一万千円</u>	
		<u>八十五</u> ・ <u>八十六</u> (略)	(略)	(略)				<u>八十三</u> ・ <u>八十四</u> (略)	(略)	(略)	
		<u>八十七</u> 宅地 建物取引業 法第三条第 一項の規定 に基づく宅 地建物取引 業の免許又 は同条第三 項の規定に 基づく宅地 建物取引業 の免許の更 新の申請に 対する審査	宅地建 物取引 業の免 許又は 免許の 更新の 申請手 数料	三万三千元(<u>情報通信技術 を活用した行政の推進等 に関する法律第六条第一 項の規定により同項に規 定する電子情報処理組織 を使用する方法により申 請をする場合にあっては、 二万六千五百円</u>)				<u>八十五</u> 宅地 建物取引業 法第三条第 一項の規定 に基づく宅 地建物取引 業の免許又 は同条第三 項の規定に 基づく宅地 建物取引業 の免許の更 新の申請に 対する審査	宅地建 物取引 業の免 許又は 免許の 更新の 申請手 数料	三万三千元	
		<u>八十八</u> ～ <u>九十三</u> (略)	(略)	(略)				<u>八十六</u> ～ <u>九十二</u> (略)	(略)	(略)	
		<u>九十四</u>	宅地建	一の宅地建物取引業者に				<u>九十二</u>	宅地建	一の宅地建物取引業者に	

改 正 案					現 行				
			物取引 業者名 簿等の 写しの 交付手 数料	係る宅地建物取引業者名 簿等につき三百円に用紙 一枚ごとに十円を加えた 金額 (<u>第八十九号</u> に規定す る閲覧に引き続いて、当該 閲覧に係る宅地建物取引 業者名簿等の写しの交付 を申請する場合にあって は、用紙一枚につき十円)				物取引 業者名 簿等の 写しの 交付手 数料	係る宅地建物取引業者名 簿等につき三百円に用紙 一枚ごとに十円を加えた 金額 (<u>第八十七号</u> に規定す る閲覧に引き続いて、当該 閲覧に係る宅地建物取引 業者名簿等の写しの交付 を申請する場合にあって は、用紙一枚につき十円)
		<u>九十五</u> ～ <u>百十二</u> (略)	(略)	(略)			<u>九十三</u> ～ <u>百十</u> (略)	(略)	(略)
		<u>百十三</u> 長期 優良住宅の 普及の促進 に関する法 律（平成二十 年法律第八 十七号）第五 条第一項か ら第七項ま での規定に 基づく長期 優良住宅建 築等計画又 は長期優良 住宅維持保 全計画の認 定の申請に 対する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	長期優 良住宅 建築等 計画等 認定申 請手数 料	イ 住宅の品質確保の促 進等に関する法律（平成 十一年法律第八十一号） 第六条の二第三項の確 認書若しくは同条第四 項の住宅性能評価書（い ずれも長期優良住宅の 普及の促進に関する法 律第六条第一項第一号 に掲げる基準に適合し ているものに限る。 <u>第百 十五号</u> において同じ。） 又はこれらの写しが提 出された場合 （１） （略） （２） 共同住宅等（共同 住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下この 号から <u>第百十六号</u> ま でにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応			<u>百十一</u> 長期 優良住宅の 普及の促進 に関する法 律（平成二十 年法律第八 十七号）第五 条第一項か ら第七項ま での規定に 基づく長期 優良住宅建 築等計画又 は長期優良 住宅維持保 全計画の認 定の申請に 対する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	長期優 良住宅 建築等 計画等 認定申 請手数 料	イ 住宅の品質確保の促 進等に関する法律（平成 十一年法律第八十一号） 第六条の二第三項の確 認書若しくは同条第四 項の住宅性能評価書（い ずれも長期優良住宅の 普及の促進に関する法 律第六条第一項第一号 に掲げる基準に適合し ているものに限る。 <u>第百 十三号</u> において同じ。） 又はこれらの写しが提 出された場合 （１） （略） （２） 共同住宅等（共同 住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下この 号から <u>第百十四号</u> ま でにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応

改 正 案					現 行				
				じそれぞれ次に定める額 (略) ロ (略)					じそれぞれ次に定める額 (略) ロ (略)
		<u>百十四</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第五項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第六条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額（共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又はロ(2)(一)から(八)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のイに定める額を加算し、次のロ <u>からニまで</u> に掲げる場合はそれぞれ当該ロ <u>からニまで</u> に定める額を更に加算して得た金額 イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の第一号金額の欄イの床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が三十平方メートル以内のもの <u>八千円</u> (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>二万円</u> (3) 床面積の合計が百平方メートルを超			<u>百十二</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第五項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（同法第六条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額（共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又はロ(2)(一)から(八)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のイに定める額を加算し、次のロ <u>又はハ</u> に掲げる場合はそれぞれ当該ロ <u>又はハ</u> に定める額を更に加算して得た金額 イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の第一号金額の欄イの床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が三十平方メートル以内のもの <u>七千円</u> (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>一万四千円</u> (3) 床面積の合計が百平方メートルを超

改 正 案					現 行				
				え二百平方メートル以内のもの <u>三万四千円</u> (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え<u>三百平方メートル</u>以内のもの <u>三万六千円</u> (5) 床面積の合計が<u>三百平方メートル</u>を超え<u>五百平方メートル</u>以内のもの <u>三万九千円</u> <u>(6)～(10)</u> (略) ロ (略) <u>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第十二条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)</u>に規定する<u>特定建築行為の場合申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行</u>					え二百平方メートル以内のもの <u>二万四千円</u> (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え<u>五百平方メートル</u>以内のもの <u>三万千円</u> <u>(新設)</u> <u>(5)～(9)</u> (略) ロ (略)

改 正 案					現 行				
				<u>規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するものの（（２）に掲げるものを除く。）</u> <u>（一） 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（イ） 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千円</u> <u>（ロ） 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万六千円</u> <u>（二） 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（イ） 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二万七千円</u> <u>（ロ） 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万三千円</u> <u>（ハ） 床面積の合計が三百平方メートル以上のもの 五万七千円</u>					

改 正 案					現 行				
				<u>計が二千平方メ</u> <u>ートル以上五千</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 六万</u> <u>八千円</u> <u>(二) 床面積の合</u> <u>計が五千平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 八万八千円</u> <u>(2) 建築物のエネル</u> <u>ギー消費性能の向上</u> <u>等に関する法律施行</u> <u>規則第二条第一項第</u> <u>一号イ又はロに定め</u> <u>る基準に適合するも</u> <u>の(建築物のエネルギ</u> <u>ー消費性能の向上等</u> <u>に関する法律第十一</u> <u>条第二項及び第十二</u> <u>条第三項の規定に基</u> <u>づくものに限る。)</u> <u>(一) 一戸建ての住</u> <u>宅 次に掲げる区</u> <u>分に応じそれぞれ</u> <u>次に定める額</u> <u>(イ) 床面積の合</u> <u>計が二百平方メ</u> <u>ートル未満のも</u> <u>の 七千円</u> <u>(ロ) 床面積の合</u> <u>計が二百平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 八千円</u>					

改 正 案					現 行				
				<u>(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万三千五百円</u> <u>(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万五千五百円</u> <u>(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三万四千円</u> <u>(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万四千円</u> <u>二 (略)</u>					
	<u>百十五</u> (略)	(略)	(略)		<u>百十三</u> (略)	(略)	<u>ハ</u> (略)		
	<u>百十六</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第	建築基準関係規定適合の審査の申	<u>第百十四号金額の欄イ</u> の額に、前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額(共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又		<u>百十四</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第	建築基準関係規定適合の審査の申	<u>第百十二号金額の欄イ</u> の額に、前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額(共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又		

改 正 案					現 行				
		一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	はロ（２）（一）から（八）までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、 <u>第百十四号金額の欄ロからニまでに掲げる場合はそれぞれ当該ロからニまでに定める額を更に加算して得た金額</u>			一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	はロ（２）（一）から（八）までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、 <u>第百十二号金額の欄ロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</u>
		<u>百十七～百十九</u> （略）	（略）	（略）			<u>百十五～百十七</u> （略）	（略）	（略）
		<u>百二十</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額</u> を合算して得た金額 イ～ハ （略） <u>ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ（１）及びロ（２）又は同号イ（２）及びロ（１）に定める基準に適合するもの（１） 一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（一） 床面積の合計</u>			<u>百十八</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<u>次に掲げる額</u> を合算して得た金額 イ～ハ （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

改 正 案						現 行					
		を除く。)		<u>が二百平方メートル未満のもの 二万九千円</u> <u>(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万三千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五万九千円</u> <u>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十万円</u> <u>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十七万五千円</u> <u>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 二十五万六千円</u> ホ・ヘ (略)				を除く。)		<u>(新設)</u>	
	百二十一 都市の低炭素	建築基準関係	前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定め			百十九 都市の低炭素化	建築基準関係	前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定め			

改 正 案					現 行				
		化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	る額を加算し、次のロ<u>から二まで</u>に掲げる場合はそれぞれ当該ロ<u>から二まで</u>に定める額を更に加算して得た金額 イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 （１） 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの <u>八千円</u> （２） 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>二万円</u> （３） 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>三万四千円</u> （４） 床面積の合計が二百平方メートルを超え<u>三百平方メートル</u>以内のもの <u>三万六千円</u> <u>（５） 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 三万九千円</u> <u>（６）～（１０）</u>（略） ロ（略）			の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	る額を加算し、次のロ<u>又はハ</u>に掲げる場合はそれぞれ当該ロ<u>又はハ</u>に定める額を更に加算して得た金額 イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 （１） 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの <u>七千円</u> （２） 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>一万四千円</u> （３） 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>二万四千円</u> （４） 床面積の合計が二百平方メートルを超え<u>五百平方メートル</u>以内のもの <u>三万千円</u> <u>（新設）</u> <u>（５）～（９）</u>（略） ロ（略）

改 正 案					現 行							
				<u>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（１） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するものの（（２）に掲げるものを除く。）</u> <u>（一） 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（イ） 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万四千円</u> <u>（ロ） 床面積の合計が二百平方メ</u>								<u>（新設）</u>

改 正 案					現 行				
				<u>一トル以上のもの</u> <u>の 一万六千円</u> (二) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ</u> <u>次に定める額</u> (イ) <u>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</u> <u>の 二万七千円</u> (ロ) <u>床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</u> <u>の 四万三千円</u> (ハ) <u>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</u> <u>の 六万八千円</u> (ニ) <u>床面積の合計が五千平方メートル以上のもの</u> <u>の 八万八千円</u> (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するも</u>					

改 正 案					現 行							
				<u>の（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。）</u> <u>（一） 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（イ） 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 七千円</u> <u>（ロ） 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 八千円</u> <u>（二） 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>（イ） 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万三千五百円</u> <u>（ロ） 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万</u>								

改 正 案					現 行				
				<u>千五百円</u> <u>(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三万四千円</u> <u>(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のものの 四万四千円</u> <u>三 (略)</u>					<u>ハ (略)</u>
	<u>百二十二</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額</u> を合算して得た金額 イ～ハ (略) <u>ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十号第二号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> <u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万四千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計が二百平方メートル</u>		<u>百二十</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<u>次に掲げる額</u> を合算して得た金額 イ～ハ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>		

改 正 案					現 行				
				<u>ル以上のもの 二 万六千五百円</u> <u>(2) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定め る額</u> <u>(一) 床面積の合計 が三百平方メート ル未満のもの 二 万九千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計 が三百平方メート ル以上二千平方メ ートル未満のもの 五万円</u> <u>(三) 床面積の合計 が二千平方メート ル以上五千平方メ ートル未満のもの 八万七千五百円</u> <u>(四) 床面積の合計 が五千平方メート ル以上のもの 十 二万八千円</u> <u>ホ・ヘ (略)</u>					<u>(新設)</u>
	<u>百二十三</u> 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 第五十五条 第一項の規 定に基づく	建築基 準関係 規定適 合の審 査の申 出を伴 う低炭	<u>第二百一十号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合 算して得た金額を加算し、 <u>第二百一十号金額の欄ロ</u> <u>からニまでに掲げる場合</u> はそれぞれ <u>当該ロからニ までに定める額</u> を更に加		<u>百二十一</u> 都 市の低炭素 化の促進に 関する法律 第五十五条 第一項の規 定に基づく	建築基 準関係 規定適 合の審 査の申 出を伴 う低炭	<u>第二百十九号金額の欄イ</u> の 額に、前号に規定する合算 して得た金額を加算し、 <u>第 百十九号金額の欄ロ又は ハ</u> に掲げる場合はそれぞ れ <u>当該ロ又はハ</u> に定める 額を更に加算して得た金		

改 正 案					現 行				
		低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	素建築物新築等計画変更認定申請手数料	算して得た金額			低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	素建築物新築等計画変更認定申請手数料	額
		<u>百二十四</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第十一</u> <u>条第一項</u> 又は <u>第十二条第二項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第二十九条第三項</u> に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>同法第三十条第一項</u> の認定又は <u>同法第三十一条第一項</u> の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 <u>(1) 一戸建ての住宅</u>			<u>百二十二</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>(平成二十七年法律第五十三号)</u> <u>第十二条第一項</u> 若しくは <u>第十三条第二項</u> 若しくは第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<u>(新設)</u> イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第三十四条第三項</u> に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>同法第三十五条第一項</u> の認定又は <u>同法第三十六条第一項</u> の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 <u>(新設)</u>

改 正 案					現 行					
				<u>五千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む</u> <u>建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>(知事が別に定め</u> <u>る建築物について</u> <u>は、共用部分の床面</u> <u>積を除く。以下(二)</u> <u>から(四)まで、ロ</u> <u>(2)及びニ(2)並</u> <u>びに次号イ(2)、ロ</u> <u>(2)及びニ(2)並</u> <u>びに第百三十号イ</u> <u>(2)、ロ(2)及びニ</u> <u>(2)において同</u> <u>じ。)が三百平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>一万千円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メー</u> <u>トル以上二千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>二万三千円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メー</u> <u>トル以上五千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>五万二千円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メー</u>					<u>(新設)</u>	

改 正 案					現 行				
				<u>ル以上のもの 九万四千円</u> <u>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円 (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万九千円 (三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円 (四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千円					<u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合</u> (一) 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下 <u>この号及び第百二十八号</u> において同じ。）が三百平方メートル未満のもの 一万千円 (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万九千円 (三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円 (四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千円

改 正 案					現 行				
				(五) 床面積の合計 が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円 (六) 床面積の合計 が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万八千円 (七) 床面積の合計 が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万五千円 <u>(削る)</u>					(五) 床面積の合計 が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円 (六) 床面積の合計 が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万八千円 (七) 床面積の合計 が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万五千円 <u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 九千五百円</u> <u>(三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万九千五百円</u>

改 正 案					現 行						
				ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの(1) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの						トル未満のもの 一万五千五百円 (四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円 (五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円 (六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円 (七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円 (新設) (新設)	

改 正 案					現 行					
				<u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メートル以上のもの 十</u> <u>八万三千円</u> <u>ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ</u> <u>(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> <u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メートル未満のもの 二</u> <u>万九千円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メートル以上のもの 三</u> <u>万三千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メートル未満のもの 五</u> <u>万九千円</u>					<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

改 正 案					現 行					
				<u>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十万円</u> <u>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十七万五千元</u> <u>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 二十五万六千元</u>						<u>ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合（<u>イ(1)</u>に掲げる場合を除く。）</u> <u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千元</u>
				<u>ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千元</u>						<u>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千元</u>

改 正 案					現 行				
				(2) 床面積の合計が 三百平方メートル以 上千平方メートル未 満のもの 三十三万 四千元 (3) 床面積の合計が 千平方メートル以上 二千平方メートル未 満のもの 四十三万 二千元 (4) 床面積の合計が 二千平方メートル以 上五千平方メートル 未満のもの 六十一 万六千元 (5) 床面積の合計が 五千平方メートル以 上一万平方メートル 未満のもの 七十五 万九千元 (6) 床面積の合計が 一万平方メートル以 上二万五千平方メー トル未満のもの 八 十九万八千元 (7) 床面積の合計が 二万五千平方メー トル以上のもの 百二 万四千元 へ <u>イ以外の場合で、建築</u> 物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第					(二) 床面積の合計 が三百平方メート ル以上千平方メー トル未満のもの 三十三万四千元 (三) 床面積の合計 が千平方メートル 以上二千平方メー トル未満のもの 四十三万二千元 (四) 床面積の合計 が二千平方メート ル以上五千平方メ ートル未満のもの 六十一万六千元 (五) 床面積の合計 が五千平方メート ル以上一万平方メ ートル未満のもの 七十五万九千元 (六) 床面積の合計 が一万平方メート ル以上二万五千平 方メートル未満の もの 八十九万八 千元 (七) 床面積の合計 が二万五千平方メ ートル以上のもの 百二万四千元 (2) 建築物エネルギ ー消費性能基準等を 定める省令第一条第

改 正 案					現 行				
				一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <u>(1)</u> 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円 <u>(2)</u> 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十三万円 <u>(3)</u> 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万円 <u>(4)</u> 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円 <u>(5)</u> 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円 <u>(6)</u> 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四					一項第一号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <u>(一)</u> 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円 <u>(二)</u> 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十三万円 <u>(三)</u> 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万円 <u>(四)</u> 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円 <u>(五)</u> 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円 <u>(六)</u> 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

改 正 案					現 行				
				十三万五千円 <u>(七)</u> 床面積の合計が 二万五千平方メー トル以上のもの 五十 一万円 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>					もの 四十三万五 千円 <u>(七)</u> 床面積の合計 が二万五千平方メ ートル以上のもの 五十一万円 <u>ハ</u> <u>建築物のエネルギー</u> <u>消費性能の向上等に関</u> <u>する法律第十二条第二</u> <u>項又は第十三条第三項</u> <u>の規定による場合 (イ</u> <u>(2)に掲げる場合を除</u> <u>く。)</u> <u>(1) 建築物エネルギー</u> <u>消費性能基準等を</u> <u>定める省令第一条第</u> <u>一項第一号イに定め</u> <u>る基準に適合するも</u> <u>の 次に掲げる区分</u> <u>に応じそれぞれ次に</u> <u>定める額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メー</u> <u>トル未満のもの 十</u> <u>三万三千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メー</u> <u>トル以上千平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>十六万七千円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が千平方メートル</u> <u>以上二千平方メー</u>

改 正 案					現 行						
										<u>トル未満のもの</u> <u>二十一万六千円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</u> <u>三十万八千円</u> <u>(五) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</u> <u>三十七万九千五百円</u> <u>(六) 床面積の合計</u> <u>が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</u> <u>四十四万九千円</u> <u>(七) 床面積の合計</u> <u>が二万五千平方メートル以上のもの</u> <u>五十一万二千円</u> <u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合するもの</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル</u>	
				<u>(削る)</u>							

改 正 案					現 行				
								ル未満のもの 五 万円円 (二) 床面積の合計 が三百平方メー トル以上千平方メー トル未満のもの 六万五千円 (三) 床面積の合計 が千平方メートル 以上二千平方メー トル未満のもの 八万五千五百円 (四) 床面積の合計 が二千平方メー トル以上五千平方メ ートル未満のもの 十三万八千五百円 (五) 床面積の合計 が五千平方メート ル以上一万平方メ ートル未満のもの 十八万円円 (六) 床面積の合計 が一万平方メート ル以上二万五千平 方メートル未満の もの 二十一万七 千五百円 (七) 床面積の合計 が二万五千平方メ ートル以上のもの 二十五万五千円	
	百二十五 建	計画の	申請に係る特定建築行為		(新設)	(新	(新設)		

改 正 案					現 行							
				<u>(三) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</u> <u>二万六千円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メートル以上のもの</u> 四 <u>万七千円</u> <u>(3) 非住宅用途を含む</u> <u>建築物の非住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メートル未満のもの</u> 五 <u>千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの</u> <u>九千五百円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</u> <u>一万五千五百円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</u> <u>四万七千円</u>							<u>(新設)</u>	

改 正 案					現 行				
				(五) <u>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</u> <u>七万四千五百円</u> (六) <u>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</u> <u>九万四千円</u> (七) <u>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</u> <u>十一万七千五百円</u> ロ <u>イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> (1) <u>一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> (一) <u>床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</u> <u>二万円</u> (二) <u>床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</u> <u>二万二千元</u> (2) <u>住宅用途を含む</u>					<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改 正 案					現 行				
				二千平方メートル未 満のもの 八万五千 五百円 (4) 床面積の合計が 二千平方メートル以 上五千平方メートル 未満のもの 十三万 八千五百円 (5) 床面積の合計が 五千平方メートル以 上一万平方メートル 未満のもの 十八万 千円 (6) 床面積の合計が 一万平方メートル以 上二万五千平方メー トル未満のもの 二 十一万七千五百円 (7) 床面積の合計が 二万五千平方メート ル以上のもの 二十 五万五千円					(新設) (新設) (新設) (新設)
	百二十六 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 等に関する 法律第二 十九条第一 項の規定に 基づく建物 エネルギー 消費性能向	建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	一の建築物ごとに次に掲 げる額を合算して得た金 額 イ 建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関 する法律第三十条第一 項各号に掲げる基準に 適合していることを示 す書類又はこれに類す る書類として知事が別 に定めるものが提出さ		百二十三 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 等に関する 法律第三 十四条第一 項の規定に 基づく建物 エネルギー 消費性能向	建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	一の建築物ごとに次に掲 げる額を合算して得た金 額 イ 建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関 する法律第三十五条第 一項各号に掲げる基準 に適合していることを 示す書類又はこれに類 する書類として知事が 別に定めるものが提出		

改 正 案					現 行					
				<u>じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メートル未満のもの 二</u> <u>万九千円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メートル以上のもの 三</u> <u>万三千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む</u> <u>建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メートル未満のもの 五</u> <u>万九千円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</u> <u>十万円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</u> <u>十七万五千円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メートル以上のもの 二</u> <u>十五万六千円</u>						<u>(新設)</u>

改 正 案					現 行				
				<u>ホ・ヘ</u> (略)					<u>ニ・ホ</u> (略)
		<u>百二十七</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第二十九</u> <u>条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第三十</u> <u>条第二項</u> の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定める額を加算し、次のロ <u>からニ</u> <u>まで</u> に掲げる場合はそれぞれ当該ロ <u>からニ</u> <u>まで</u> に定める額を更に加算して得た金額 イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの <u>八千円</u> (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>二万円</u> (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>三万四千円</u> (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>三百平方メートル以内</u> のもの <u>三万六千円</u> <u>(5) 床面積の合計が三百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 三万</u>		<u>百二十四</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第三十四</u> <u>条第一項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法 <u>第三十五</u> <u>条第二項</u> の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定める額を加算し、次のロ <u>又はハ</u> に掲げる場合はそれぞれ当該ロ <u>又はハ</u> に定める額を更に加算して得た金額 イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの <u>七千円</u> (2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの <u>一万四千円</u> (3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの <u>二万四千円</u> (4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え <u>五百平方メートル以内</u> のもの <u>三万千円</u> <u>(新設)</u>	

改 正 案					現 行				
				<u>九千円</u> <u>(6)～(10) (略)</u> ロ (略) <u>ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)</u>又は第十二条第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するものの((2) に掲げるものを除く。)</u> <u>(一) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u>					<u>(5)～(9) (略)</u> ロ (略)

改 正 案					現 行						
				<u>(イ) 床面積の合</u> <u>計が二百平方メ</u> <u>ートル未満のも</u> <u>の 一万四千元</u> <u>(ロ) 床面積の合</u> <u>計が二百平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 一万六千元</u> <u>(二) 住宅用途を含</u> <u>む建築物の住宅部</u> <u>分 次に掲げる区</u> <u>分に応じそれぞれ</u> <u>次に定める額</u> <u>(イ) 床面積の合</u> <u>計が三百平方メ</u> <u>ートル未満のも</u> <u>の 二万七千元</u> <u>(ロ) 床面積の合</u> <u>計が三百平方メ</u> <u>ートル以上二千</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 四万</u> <u>三千元</u> <u>(ハ) 床面積の合</u> <u>計が二千平方メ</u> <u>ートル以上五千</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 六万</u> <u>八千元</u> <u>(ニ) 床面積の合</u> <u>計が五千平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 八万八千元</u>							

改 正 案					現 行						
				<u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第一号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第二項及び第十二条第三項の規定に基づくものに限る。)</u> <u>(一) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(イ) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 七千円</u> <u>(ロ) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 八千円</u> <u>(二) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万三千五</u>							

改 正 案					現 行				
				<u>百円</u> <u>(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万五千五百円</u> <u>(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三万四千円</u> <u>(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万四千円</u> <u>二 (略)</u>					
	<u>百二十八</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十一条第一項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>第百二十六号</u>金額の欄に定める額とする。 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十条第一項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合		<u>百二十五</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十六条第一項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>第百二十三号</u>金額の欄に定める額とする。 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第三十五条第一項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合		

改 正 案					現 行				
				<u>一トル未満のもの 五万円</u> <u>(三) 床面積の合計 が二千平方メー トル以上五千平方メ ートル未満のもの 八万七千五百円</u> <u>(四) 床面積の合計 が五千平方メー トル以上のもの 十 二万八千円</u> <u>ホ・ヘ</u> (略)					
	<u>百二十九</u> 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 等に関する 法律 <u>第三十 一条第一項</u> の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定の 申請（同条第 二項におい て準用する 同法 <u>第三十 条第二項</u> の 規定による 申出を伴う 申請に限	建築基 準関係 規定適 合の審 査の申 出を伴 う建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	<u>第二百二十七号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合 算して得た金額を加算し、 <u>第二百二十七号金額の欄ロ</u> <u>からニまで</u> に掲げる場合 はそれぞれ <u>当該ロからニ</u> <u>まで</u> に定める額を更に加 算して得た金額		<u>百二十六</u> 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 等に関する 法律 <u>第三十 六条第一項</u> の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定の 申請（同条第 二項におい て準用する 同法 <u>第三十 五条第二項</u> の規定によ る申出を伴 う申請に限	建築基 準関係 規定適 合の審 査の申 出を伴 う建築 物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	<u>第二百二十四号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合 算して得た金額を加算し、 <u>第二百二十四号金額の欄ロ</u> <u>又はハ</u> に掲げる場合はそ れぞれ <u>当該ロ又はハ</u> に定 める額を更に加算して得 た金額		

改 正 案					現 行				
		る。) に対する審査					る。) に対する審査		
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>百二十七 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</u>	<u>次に掲げる額を合算して得た金額</u> <u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</u> <u>(1) 一戸建ての住宅 五千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計 (知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで、ロ(2)及びハ(2)において同じ。) が三百平方メートル未満のもの 一万千円</u> <u>(二) 床面積の合計 が三百平方メートル以上二千平方メ</u>

改 正 案						現 行					
										<u>一ト</u> <u>ル未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>二万</u> <u>三千</u> <u>円</u> <u>(三)</u> <u>床面積の合計</u> <u>が二</u> <u>千平</u> <u>方メー</u> <u>ト</u> <u>ル以</u> <u>上五</u> <u>千平</u> <u>方メー</u> <u>トル</u> <u>未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>五万</u> <u>二千</u> <u>円</u> <u>(四)</u> <u>床面積の合計</u> <u>が五</u> <u>千平</u> <u>方メー</u> <u>ト</u> <u>ル以</u> <u>上の</u> <u>もの</u> <u>九</u> <u>万四</u> <u>千</u> <u>円</u> <u>(3)</u> <u>非住宅用途を</u> <u>含</u> <u>む建</u> <u>築物</u> <u>の非</u> <u>住宅部</u> <u>分</u> <u>次</u> <u>に掲</u> <u>げる区</u> <u>分</u> <u>に</u> <u>応</u> <u>じそ</u> <u>れぞ</u> <u>れ次</u> <u>に</u> <u>定</u> <u>める額</u> <u>(一)</u> <u>床面積の合計</u> <u>が三</u> <u>百平</u> <u>方メー</u> <u>ト</u> <u>ル未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>二</u> <u>万</u> <u>千</u> <u>円</u> <u>(二)</u> <u>床面積の合計</u> <u>が三</u> <u>百平</u> <u>方メー</u> <u>ト</u> <u>ル以</u> <u>上千</u> <u>平</u> <u>方メー</u> <u>トル</u> <u>未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>一万</u> <u>九</u> <u>千</u> <u>円</u> <u>(三)</u> <u>床面積の合計</u> <u>が千</u> <u>平</u> <u>方メー</u> <u>トル</u> <u>以</u> <u>上二</u> <u>千平</u> <u>方メー</u> <u>トル</u> <u>未</u> <u>満の</u> <u>もの</u> <u>三万</u> <u>千</u> <u>円</u> <u>(四)</u> <u>床面積の合計</u> <u>が二</u> <u>千平</u> <u>方メー</u> <u>ト</u> <u>ル以</u> <u>上五</u> <u>千平</u> <u>方メ</u>	

改 正 案					現 行				
								<u>一トル未満のもの</u> <u>九万四千円</u> <u>(五) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メー</u> <u>トル以上一万平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>十四万九千円</u> <u>(六) 床面積の合計</u> <u>が一万平方メー</u> <u>トル以上二万五千平</u> <u>方メートル未満の</u> <u>もの 十八万八千</u> <u>円</u> <u>(七) 床面積の合計</u> <u>が二万五千平方メ</u> <u>ートル以上のもの</u> <u>二十三万五千円</u> <u>ロ イ以外の場合で、建築</u> <u>物エネルギー消費性能</u> <u>基準等を定める省令第</u> <u>一条第一項第二号イ</u> <u>(1)及びロ(1)に定め</u> <u>る基準に適合するもの</u> <u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メー</u> <u>トル未満のもの 四</u> <u>万円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メー</u>	

改 正 案					現 行				
								<u>ル以上のもの 四万四千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 八万円</u> <u>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十三万五千円</u> <u>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十三万円</u> <u>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 三十三万円</u> <u>ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの</u>	

改 正 案						現 行					
										<u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メート</u> <u>ル未満のもの 二</u> <u>万円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メート</u> <u>ル以上のもの 二</u> <u>万二千円</u> <u>(2) 住宅用途を含む</u> <u>建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メート</u> <u>ル未満のもの 三</u> <u>万八千円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メート</u> <u>ル以上二千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>六万六千円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メート</u> <u>ル以上五千平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>十二万千円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メート</u>	

改 正 案					現 行				
								- ル以上のもの <u>十</u> <u>八万三千円</u> - ニ <u>イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) <u>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</u> <u>二十六万七千円</u> (2) <u>床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの</u> <u>三十三万四千元</u> (3) <u>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</u> <u>四十三万二千元</u> (4) <u>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</u> <u>六十一万六千元</u> (5) <u>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル</u>	

改 正 案						現 行					
										<u>未満のもの 七十五万九千円</u> <u>(6) 床面積の合計が一平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万八千円</u> <u>(7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二万四千円</u> <u>ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円</u> <u>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十三万円</u> <u>(3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万五千円</u>	

改 正 案					現 行				
								(4) <u>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円</u> (5) <u>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千元</u> (6) <u>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千元</u> (7) <u>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円</u>	
	<u>百三十</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 <u>第十三条</u>の規定に基づく軽微な変更_イに該当していることを証する書面の交付の申請に対す	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	<u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> <u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定又は同法</u>			<u>百二十八</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 <u>(平成二十八年国土交通省令第五号) 第十一条</u>の規定に基づく軽微な変更_イに該当しているこ	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	<u>(新設)</u> <u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十五条第一項の認定又は同</u>	

改 正 案					現 行				
		る審査		<u>第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u> <u>(1) 一戸建ての住宅</u> <u>二千五百円</u> <u>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円</u> <u>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円</u> <u>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円</u> <u>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応じそれぞれ次に</u>		とを証する書面の交付の申請に対する審査		<u>法第三十六条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	

改 正 案					現 行				
				<u>定める額</u> <u>(一)</u> 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円 <u>(二)</u> 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 九千五百円 <u>(三)</u> 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円 <u>(四)</u> 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円 <u>(五)</u> 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円 <u>(六)</u> 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円 <u>(七)</u> 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの					<u>(1)</u> 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円 <u>(2)</u> 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 九千五百円 <u>(3)</u> 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円 <u>(4)</u> 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円 <u>(5)</u> 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円 <u>(6)</u> 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円 <u>(7)</u> 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一

改 正 案					現 行				
				十一万七千五百円 <u>ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの(1) 一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円</u> <u>(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千元</u> <u>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万円</u> <u>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千五百円</u>					万七千五百円 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改 正 案					現 行				
				<u>(二) 床面積の合計</u> <u>が二百平方メートル以上のもの</u> 二 <u>万六千五百円</u> <u>(2) 住宅用途を含む</u> <u>建築物の住宅部分</u> <u>次に掲げる区分に応</u> <u>じそれぞれ次に定め</u> <u>る額</u> <u>(一) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メートル未満のもの</u> 二 <u>万九千五百円</u> <u>(二) 床面積の合計</u> <u>が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</u> <u>五万円</u> <u>(三) 床面積の合計</u> <u>が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</u> <u>八万七千五百円</u> <u>(四) 床面積の合計</u> <u>が五千平方メートル以上のもの</u> 十 <u>二万八千円</u> <u>ホ・ハ</u> (略)					<u>(新設)</u> <u>ロ・ハ</u> (略)

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表
第二条関係

(傍線部分は、改正部分)

改 正 案				現 行			
埼玉県手数料条例 第一条～第七条 (略) 別表 (第二条 第三条関係)				埼玉県手数料条例 第一条～第七条 (略) 別表 (第二条 第三条関係)			
部等 の名称	事務の種別	名称	金額	部等 の名称	事務の種別	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市 整備 部	一 建築基準 法 (昭和二十 五年法律第 二百一号) 第 六条第一項 (同法第八 十七条第一 項において 準用する場 合を含む。) の規定に基 づく建築物 に関する確 認の申請又 は同法第十 八条第二項 (同法第八 十七条第一 項において 準用する場 合を含む。) の規定に基 づく建築物	建築物 に關する確認 申請又は計画 通知手 数料	イ 床面積の合計 (知事が 別に定める算定方法に よって算定したものを いう。以下この号、 <u>第百 二十六号イ及び第百三 十二号イ</u> において同 じ。) が三十平方メート ル以内のもの 八千円 ロ～ヌ (略)	都市 整備 部	一 建築基準 法 (昭和二十 五年法律第 二百一号) 第 六条第一項 (同法第八 十七条第一 項において 準用する場 合を含む。) の規定に基 づく建築物 に関する確 認の申請又 は同法第十 八条第二項 (同法第八 十七条第一 項において 準用する場 合を含む。) の規定に基 づく建築物	建築物 に關する確認 申請又は計画 通知手 数料	イ 床面積の合計 (知事が 別に定める算定方法に よって算定したものを いう。以下この号、 <u>第百 二十一号イ及び第百二 十七号イ</u> において同 じ。) が三十平方メート ル以内のもの 八千円 ロ～ヌ (略)

改 正 案					現 行				
		に関する計画の通知に対する審査 (次号及び第三号に規定する審査を除く。)					に関する計画の通知に対する審査 (次号及び第三号に規定する審査を除く。)		
		二～五 (略)	(略)	(略)			二～五 (略)	(略)	(略)
		六 建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第五項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下この号、 <u>第百十九号ニ、第百二十六号ニ及び第百三十二号ニ</u> において「構造計算適合性判定」という。)	建築物に関する計画の構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百十九号ニ、第百二十六号ニ及び第百三十二号ニ</u> において「判定対象床面積」という。)が千平方メートル以内のもの (1) (略) (2) 構造計算が建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号、 <u>第百十九号ニ、第百二十六号ニ及び第百三十二号ニ</u> に			六 建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第五項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下この号、 <u>第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ</u> において「構造計算適合性判定」という。)	建築物に関する計画の構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ</u> において「判定対象床面積」という。)が千平方メートル以内のもの (1) (略) (2) 構造計算が建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号、 <u>第百十四号ニ、第百二十一号ニ及び第百二十七号ニ</u> に

改 正 案					現 行				
				において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 十万七千円 ロ～ホ (略)					において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 十万七千円 ロ～ホ (略)
	七・八 (略)	(略)	(略)			七・八 (略)	(略)	(略)	
	九 建築基準法第七条第一項又は第十八条第二十項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	要確認 特定建築行為 又は要 通知特 定建築 行為に 係る建 築物に 関する 完了検 査手 数 料	(略) イ 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに<u>第二百二十九号イ（３）</u>、ホ及びへ並びに<u>第二百三十号イ（３）</u>、ホ及びへ並びに<u>第二百三十五号イ（３）</u>、ホ及びへにおいて同じ。）が三十平方メートル以内のもの 三 千円 ロ～ヌ (略)			九 建築基準法第七条第一項又は第十八条第二十項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項又は第十二条第二項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	要確認 特定建築行為 又は要 通知特 定建築 行為に 係る建 築物に 関する 完了検 査手 数 料	(略) イ 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに<u>第二百二十四号イ（３）</u>、ホ及びへ並びに<u>第二百二十五号イ（３）</u>、ホ及びへ並びに<u>第二百三十号イ（３）</u>、ホ及びへにおいて同じ。）が三十平方メートル以内のもの 三 千円 ロ～ヌ (略)	
	十～百 (略)	(略)	(略)			十～百 (略)	(略)	(略)	
	<u>百一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）</u>	<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の</u>	<u>イ 盛土又は切土をする土地（以下この号及び第百三十三号において「盛土等の土地」という。）の面積が五百平方メートル以内のもの 一万六千</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

改 正 案					現 行					
		第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	許可申請手数料	円 ロ 盛土等の土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 二万八千円 ハ 盛土等の土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 四万円 ニ 盛土等の土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 五万八千円 円 ホ 盛土等の土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 七万三千円 円 ヘ 盛土等の土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 九万七千円 円 ト 盛土等の土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 十五万円 チ 盛土等の土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの 二十三万円 円						

改 正 案					現 行				
				<u>リ 盛土等の土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの 三十六万二千円</u> <u>ヌ 盛土等の土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの 五十一万六千円</u> <u>ル 盛土等の土地の面積が十万平方メートルを超えるもの 六十七万円</u>					
	<u>百二 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく工事の許可の申請に対する審査（土石の堆積（同法第二条第四号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）</u>	<u>土石の堆積に関する工事の許可申請手数料</u>	<u>イ 土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートル以内のもの 一万二千円</u> <u>ロ 土石の堆積をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 一万五千円</u> <u>ハ 土石の堆積をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 一万九千円</u> <u>ニ 土石の堆積をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 二万三千円</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	

改 正 案					現 行				
				<u>ホ 土石の堆積をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</u> <u>三万円</u>					
				<u>ヘ 土石の堆積をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</u> <u>三万四千元</u>					
				<u>ト 土石の堆積をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの</u> <u>四万二千元</u>					
				<u>チ 土石の堆積をする土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの</u> <u>五万七千元</u>					
				<u>リ 土石の堆積をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの</u> <u>七万七千元</u>					
				<u>ヌ 土石の堆積をする土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの</u> <u>十一万二千元</u>					
				<u>ル 土石の堆積をする土地の面積が十万平方メートルを超えるもの</u>					

改 正 案					現 行				
				<u>十三万四千円</u>					
		<u>百三 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく工事の計画の変更の許可の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</u>	<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可申請手数料</u>	<u>変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十七万円を超えるときは、その手数料の額は六十七万円とする。</u> <u>イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）</u> <u>盛土等の土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等の土地の面積、盛土等の土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土等の土地の面積）に応じ第一百号金額の欄に定める額に十分の一を乗じて得た金額</u> <u>ロ 新たな土地の盛土等の土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更</u> <u>新たに編入される盛土等の土地の面積に応じ第一百号金額の欄に定める金額</u> <u>ハ その他の変更 一万千円</u>		<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	

改 正 案					現 行					
		<u>百四 宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく工事の計画の変更の許可の申請に対する審査（土石の堆積に係るものに限る。）</u>	<u>土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料</u>	<u>変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万四千円を超えるときは、その手数料の額は十三万四千円とする。</u> <u>イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）</u> <u>土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ第百二号金額の欄に定める額に十分の一を乗じて得た金額</u> <u>ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更</u> <u>新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ第百二号金額の欄に定める金額</u> <u>ハ その他の変更 一万千円</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	
		<u>百五 宅地造</u>	<u>宅地造</u>	<u>イ 宅地造成及び特定盛</u>			<u>（新設）</u>	<u>（新</u>	<u>（新設）</u>	

改 正 案					現 行				
		成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条の規定に基づく宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付	成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付手数料	土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けた工事の場合 千二百円 ロ イ以外の場合 六千四百円				設)	
		<u>百六～百十七</u> (略)	(略)	(略)			<u>百一～百十二</u>	(略)	(略)
		<u>百十八</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第七項ま	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号			<u>百十三</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第七項ま	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号

改 正 案					現 行				
		での規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）		に掲げる基準に適合しているものに限る。 <u>第百二十号</u> において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 (1) (略) (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から <u>第百二十一号</u> までにおいて同じ。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (略) ロ (略)			での規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）		に掲げる基準に適合しているものに限る。 <u>第百十五号</u> において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 (1) (略) (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から <u>第百十六号</u> までにおいて同じ。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (略) ロ (略)
		<u>百十九・百二十</u> (略)	(略)	(略)			<u>百十四・百十五</u> (略)	(略)	(略)
		<u>百二十一</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第六条第	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<u>第百十九号金額の欄イ</u> の額に、前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額（共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又はロ(2)(一)から(八)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、 <u>第百十九号金額の欄ロ</u> から二までに掲げる場合はそれぞれ当該ロから二までに定める額を更に加算して得た金額			<u>百十六</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第六条第二項	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<u>第百十四号金額の欄イ</u> の額に、前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額（共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又はロ(2)(一)から(八)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、 <u>第百十四号金額の欄ロ</u> から二までに掲げる場合はそれぞれ当該ロから二までに定める額を更に加算して得た金額

改 正 案					現 行				
		二項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査					の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査		
		<u>百二十二</u> ～ <u>百二十七</u> (略)	(略)	(略)			<u>百十七</u> ～ <u>百二十二</u> (略)	(略)	(略)
		<u>百二十八</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請(同条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<u>第二百二十六号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第二百二十六号金額の欄ロ</u> からニまでに掲げる場合はそれぞれ当該ロからニまでに定める額を更に加算して得た金額			<u>百二十三</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の申請(同条第二項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<u>第二百一十一号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第二百一十一号金額の欄ロ</u> からニまでに掲げる場合はそれぞれ当該ロからニまでに定める額を更に加算して得た金額
		<u>百二十九</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能適合性	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー			<u>百二十四</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	建築物エネルギー消費性能適合性	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー

改 正 案					現 行				
		法律第十一 条第一項又 は第十二条 第二項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能適合性 判定	判定手 数料	消費性能の向上等に関 する法律第二十九条第 三項に規定する他の建 築物について、当該建 築物が記載された同条第 一項に規定する建築物 エネルギー消費性能向 上計画が同法第三十条 第一項の認定又は同法 第三十一条第一項の変 更の認定を受けたこと を示す書類が提出され た場合 (1) (略) (2) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定め る額 (一) 床面積の合計 (知事が別に定め る建築物について は、共用部分の床面 積を除く。以下(二) から(四)まで、ロ (2)及びニ(2)並 びに次号イ(2)、ロ (2)及びニ(2)並 びに 第百三十五号 イ(2) 、ロ(2)及び ニ(2)において同 じ。)が三百平方メ ートル未満のもの			法律第十一 条第一項又 は第十二条 第二項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能適合性 判定	判定手 数料	消費性能の向上等に関 する法律第二十九条第 三項に規定する他の建 築物について、当該建 築物が記載された同条第 一項に規定する建築物 エネルギー消費性能向 上計画が同法第三十条 第一項の認定又は同法 第三十一条第一項の変 更の認定を受けたこと を示す書類が提出され た場合 (1) (略) (2) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定め る額 (一) 床面積の合計 (知事が別に定め る建築物について は、共用部分の床面 積を除く。以下(二) から(四)まで、ロ (2)及びニ(2)並 びに次号イ(2)、ロ (2)及びニ(2)並 びに 第百三十号イ (2) 、ロ(2)及びニ (2)において同 じ。)が三百平方メ ートル未満のもの

改 正 案					現 行				
				一万千円 (二)～(四) (略) (3) (略) ロ～ヘ (略)					一万千円 (二)～(四) (略) (3) (略) ロ～ヘ (略)
		<u>百三十</u> (略)	(略)	(略)		<u>百二十五</u> (略)	(略)	(略)	
		<u>百三十一</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合 (1) (略) (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 床面積の合計（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)並びに <u>第百三十三号イ(2)</u> 及びロ(2)において同じ。)が三百平方メ		<u>百二十六</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合 (1) (略) (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 床面積の合計（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)並びに <u>第百二十八号イ(2)</u> 及びロ(2)において同じ。)が三百平方メ	

改 正 案					現 行				
				一トル未満のもの 一万千円 (二)～(四) (略) (3) (略) ロ～ヘ (略)				一トル未満のもの 一万千円 (二)～(四) (略) (3) (略) ロ～ヘ (略)	
		<u>百三十二</u> (略)	(略)	(略)		<u>百二十七</u> (略)	(略)	(略)	
		<u>百三十三</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>第百三十一号</u> 金額の欄に定める額とする。 イ～ヘ (略)		<u>百二十八</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、 <u>第百二十六号</u> 金額の欄に定める額とする。 イ～ヘ (略)	
		<u>百三十四</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー	<u>第百三十二号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第百三十二号金額の欄ロ</u> からニまでに掲げる場合はそれぞれ当該ロからニまでに定める額を更に加算して得た金額		<u>百二十九</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー	<u>第百二十七号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第百二十七号金額の欄ロ</u> からニまでに掲げる場合はそれぞれ当該ロからニまでに定める額を更に加算して得た金額	

改 正 案					現 行				
		エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定の 申請（同条第 二項におい て準用する 同法第三十 条第二項の 規定による 申出を伴う 申請に限 る。）に対す る審査	消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料				エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定の 申請（同条第 二項におい て準用する 同法第三十 条第二項の 規定による 申出を伴う 申請に限 る。）に対す る審査	消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	
		<u>百三十五</u> （略）	（略）	（略）			<u>百三十</u> （略）	（略）	（略）